

令和元年第 152 号	1
事実実験公正証書	2
正本	2
本公証人は、河村健夫、山本志都、指宿昭一及び中	3
井雅人の囑託により、次の事実につき目撃し、本証	4
書を作成する。	5
第1 囑託の趣旨	6
本件囑託の趣旨は、	7
1 囑託人らは、東京地方裁判所平成 28 年(ワ)第	8
12785 号、同第 17680 号、同第 28219 号及び同裁	9
判所平成 29 年(ワ)第 32358 号各損害賠償等請求事	10
件（以下「本件各訴訟」と総称する。）の訴訟代	11
理人である弁護士であるところ、これら本件各訴	12
訟における原告らの大部分は、自らが被差別部落	13
の出身者であり、自ら又は近親者の住所又は（及	14
び）本籍に含まれている地名が本件各訴訟の被告	15
らが公開したウェブサイトに掲げられている一覧	16
表（上記東京地方裁判所平成 28 年(ワ)第 12785 号	17
損害賠償請求事件の訴状別紙のウェブサイト目録	18
1(4)のウェブサイト上の一覧表及びこれを印刷し	19
た同訴状に別紙4として添付した一覧表。以下、	20
「別紙4の一覧表」という。）中の「部落所在地」	21
欄、「部落名」欄、「現在地」欄のいずれか又は	22
その複数個所に記載されているため、原告らやそ	23
の近親者の本籍や住所を知る者には原告らが被差	24
公証人役場	

別部落の出身者であることが明らかとなり、様々な形での差別、不利益を被ることになった等と主張して損害の賠償等を求めているものであるが、その請求を基礎付けるためには、自ら又は近親者の住所、本籍を示す資料を裁判所に証拠として提出する必要があるものの、これらを提出すると被告らによりその内容が公表される可能性があるもので、当職（公証人）において、これら関係資料を実際に見分し、その確認した内容と別紙4の一覧表中の記載との関係を記載した公正証書を作成されたい、

2 また、本件各訴訟の原告らが被告らに対して訴訟を提起する目的で現在の住所地に転居し、又は本籍を移転させたのではないことを示すために、現住所を定めた日又は問題となる戸籍の記載がされた日を確認されたい、

というものである。

第2 実験の概要及び判断基準

1 日時、場所等

上記囑託に基づき、当職は、本件各訴訟の原告ら（最終的には本件各訴訟に係る訂正申立書（2019年3月18日付け）の別紙「原告目録」記載の原告ら）について、上記原告目録記載の番号順に当該原告の請求を基礎付けるに必要となる

公証人役場

住民票，戸籍謄本，さらに必要に応じて適宜の公
的資料や文献の提示を受ける等して，逐一，これ
ら住民票や戸籍謄本等に記載のある地名と別紙
4の一覧表における記載とを突合し，これら各資
料にある地名が別紙4の一覧表に記載されてい
るか否かを点検した。

この作業は，当職が執務する霞が関公証役場の
打ち合わせ室において，第1回目が平成31年1
月8日の午前10時20分から午後4時40分
まで（適宜，休憩を挟んでいる。以下同様），第
2回目が同月9日の午前10時20分から午後
4時40分まで，第3回目が同年2月19日の午
前10時20分から午後2時00分まで，第4回
目が同年3月7日午前10時00分から午前1
1時00分まで，第5回目が同年4月12日午後
1時30分から午後4時30分まで，第6回目が
令和元年5月23日の午後1時15分から午後5
時00分まで，第7回目が同年6月4日の午前1
0時から11時30分まで，第8回目が同月24
日の午後1時から午後2時30分までの合計8
回に亘って実施され（その他に作業の進め方等に
ついて3回の打ち合わせが行われた。），令和元
年7月9日に本証書の記載内容を再確認して同月
26日に完成させた。

公証人役場

1
2
3
4
なお，嘱託人らは基本的に4名全員が同席し，
関係資料を当職に提示したり，これに基づいて別
紙4の一覧表の該当箇所を示し，又は提示した資
料を回収して整理保存する等の作業を分担した。

5 2 事実実験の方法

6 (1) 当職は，第1回目の実験では，東京地方裁判所
7 平成28年4月19日の受付印がある訴状の写し
8 (表示右肩に㊟の押印があるものの写し)の提示
9 を受け，今後の作業のために，その当事者目録記
10 載の原告らについて，記載の順に1から順次番号
11 を付して，この番号で原告らを特定することとし
12 て作業を開始したが，その過程で原告らの住所等
13 が訂正申立書(2019年3月18日付け)によ
14 り原告目録として整理されたので，最終的には，
15 この整理後の原告目録の番号に沿って原告らを特
16 定し，本証書を作成した。

17 (2) 作業の方法としては，前述の原告目録の原告1
18 から順次，原告毎に個別に関係資料を検分したが，
19 各原告についていかなる資料を当職に提示するか，
20 また，いかなる地名(部分)が別紙4の一覧表に
21 おける，どの記載と一致するかを指摘は嘱託人ら
22 に一任し，当職は，嘱託人ら提示する資料とその
23 指摘する別紙4の一覧表の当該部分とを突合し，
24 その結果として認識したところを整理し，本証書

公証人役場

の別紙一覧表に記載した。

より具体的に述べると、本職は、各原告について住民票（基本的には本籍記載付き住民票）の提示を受け、その住民票記載の現住所にある地名と別紙4の一覧表の嘱託人らが指摘する部分の記載とを突合し、次いで、その戸籍謄本（当該原告及び必要に応じて近親者の改製原戸籍、除籍謄本を含む。以下「関係戸籍」と総称することがある。）についても同様の作業を行ったが、嘱託人らにおいて一致する地名がないと説明する原告については、いずれか一方の突合作業を行わなかった。また、原告本人の住所や本籍ではなく、その配偶者や父母、祖父母等の関係戸籍における記載との関係が問題となるとする場合には、当該原告との身分関係を住民票、戸籍等で確認した上で同様の作業を行った（したがって、この身分関係確認の点は本証書の別紙一覧表には一々適示していない。）。これらの作業に用いた資料は、基本的に各原告の住民票と関係戸籍のみであるが、一部文献や地図を用いた原告がある（地名の変遷等に関しては、後記(4)参照）。

これらの作業により、地名の一致が確認された原告については、本証書の別紙一覧表に簡単にその旨を記載し、地名の一致が確認できない原告、

公証人役場

また、囑託人らにおいて確認の必要がない旨の説明のあった原告らについては、同一覧表に斜線を施した。

(3) 原告らの現住所にある地名が別紙4の一覧表で確認されたとするための一般的基準

ア 原告らの住民票記載の現住所は、

- ① ○○県△△市（もしくは△△郡）□□、
- ② 東京都▲▲区（もしくは△△市）□□、
- ③ 京都府京都市▲▲区（もしくは△△市、ないし△△郡）□□

④ 大阪府大阪市▲▲区（もしくは△△市）□□
という形式で構成されていると認められたので、前記の突合作業においては、こうした現住所の記載のうち、都府県名はもとより、△△市、△△郡、▲▲区といった地名部分に該当する記載が別紙4の一覧表に記載してあったとしても、これをもって現住所にある地名が別紙4の一覧表に記載があるとはせず、上記の例でいえば、□□部分の地名が別紙4の一覧表内のいずれかにあることが確認された場合（一つの行で示されている地域内の「部落所在地」、「部落名」又は「現在地」のいずれかの欄に記載がある場合）に「（当該欄に）記載されていることが確認された」とした。

したがって、地名（□□）に続く○丁目○番○号、

あるいは〇〇番地といった地番表示部分は原則的には突合の対象とはしていないが，別紙４の一覧表内に「□□三丁目」といったような限定した表示がある場合には，たんに□□部分だけではなく，丁目までが一致している場合に限って「記載されていることが確認された」とした。

イ なお，現住所における□□部分が複数の地名から構成されていると考えられる場合（例えば，□□■ ■との地名の場合）には，別紙４の一覧表のいずれかの欄に，①□□■ ■全体が確認された場合はもとより，②■ ■部分のみが確認された場合も「記載されていることが確認された」とした。

また，別紙４の一覧表に□□部分が確認され，③■ ■部分に相当する地名の記載がない場合は，□□内の地域を包摂した記載とみて，「記載されていることが確認された」としたが，④□□に続いて他の地名が記載されている場合（例えば，□□△△）には，□□にある一部地域（△△地域）に限定した記載とみて，現住所に□□部分の地名があるだけでは「記載されていることが確認された」とは記載していない。

そして，この確認作業は，別紙４の一覧表における一つの行で示されている「部落所在地」欄，「部落名」欄又は「現在地」欄ごとに独立して判

断することとし、「現在地」欄の記載に関して上記のような限定があっても、「部落所在地」欄又は「部落名」欄にそのような限定のない記載があれば、現住所における□□をもって、「（当該欄に）記載されていることが確認された」と記載した（この点は、後記ウにおいても同じ。）。

ウ 限界的な事例として、現住所の記載が上記アの場合で□□××番地と、また、同イの場合で□□■××番地と地番表示されている場合で、別紙4の一覧表には、□□（アの場合）、又は□□■（イの場合）部分に続いて当該地名に含まれると思われるより限定的な地名の表示がある場合（上記アの場合でいえば□□▲▲。同イの場合でいえば、□□■▲▲との表示）が少なからずあった。××番地等の地番表示された地域は、これら▲▲といった地名が示す地域に含まれている可能性（地番表示された地域の旧地名、あるいは呼称である可能性）があるが、住民票の記載だけから、そのような判断はできないので、現住所における××番地が▲▲と呼称されている（又は、呼称されていた）地域に存在することが公的資料又は客観的な資料により裏付けられた場合は「（旧地名又は呼称が）記載されていることが確認された」と記載するが、現時点で、そこまでの資料的

裏付けのない場合は、上記のような当職が認識した事実をそのまま記載することとし、その表示方法として、「現住所として記載のある地名が（特定の欄にある）地名の一部として記載されていることが確認された」と記載することとした。したがって、この「地名の一部として記載されていることが確認された」との表示は、上記の地番表示と地名の関係に限って用いているものであり、前記アやイの場合における地名と地名の関係について、こうした記載はしていない（なお、本証書の別紙一覧表原告番号22の記載は、上記のような特別な意味で記載しているものではない。）。

エ 本籍に含まれる地名についても基本的には上記住民票における住所地の記載に準じて判断し、別紙一覧表に記載した。嘱託人らが提示する関係戸籍類は相当古い時代に作成されたものまで含まれており、現住所のように画一的に捉えるに困難な面もあったが、前記の△△市、△△郡、▲▲区に相当する行政区画名をもって、別紙4の一覧表に「記載されていることが確認された。」とはしない方針で対処した。

(4) 地名の変遷と利用した資料

上記(3)の突合は、原則的には、同(2)に示した住民票、関係戸籍類のみに基づいて行った。もとよ

り、「記載されていることが確認された」との突
合、記載の対象とした□□部分の地名は、その地
名を包摂する都府県名及び△△市、△△郡、▲▲
区といった行政区画名が一致していることが大前
提となるので、この点の確認も行っている。ただ
し、戸籍の記載では△△村となっているが同村は
現在では△△町や△△市となっているという場合
や、△△村と▲▲村が合併して現在は○○市とな
っているという場合には、両者の記載に矛盾はな
いものと考えて、特に断ることなく「記載されて
いることが確認された」とした。

また、地名や行政区画の変更等により、現在の
住民票や戸籍上にある地名（上記□□部分にある
地名）は別紙４の一覧表には見出せないが、他の
公的資料により、現在地名の従前の地名とされて
いる地名（旧地名）が別紙４の一覧表に記載され
ている場合には、「公的資料により住所地（又は本
籍地等）の旧地名と認められる地名が別紙４に記
載されていることが確認された。」等と記載した。

上記の行政区画の変遷や旧地名認定の資料につ
いては、「全国市町村名変遷総覧」（日本加除出版）
及び地方自治体が作成又は提供した公的資料のみ
を用い、陳述書その他の資料は使用せず、これら
の公的資料で機械的に判断できる範囲で認定する

に留めた。

また、この地名の同一性を判断する際に、現住所又は本籍に用いられている漢字の旧字体が別紙4の一覧表に記載されている場合には、これを同一の地名として扱い、「記載されていることが確認された。」とした。

第3 実験の結果

1 嘱託事項1について

前述の基準により検分を実施した結果は、別紙一覧表のとおりである（なお、同一覧表では「別紙4の一覧表」は別紙4と略記している。）。

別紙一覧表の記載内容を要約整理すると、関係原告は、全部で248名であるところ、別紙一覧表に具体的な記載をした者は207名であり、41名については斜線が施してある。

2 嘱託事項2について

嘱託事項の2の原告らが現住所を定めた日又は関連地名が確認された戸籍が作成された日については、住所地に含まれる地名が別紙4の一覧表内に記載されていることが確認された原告ら（地名の一部に記載がある場合を含む。）については、その現住所を確認した住民票等により当該住所地を定めた日を確認した。

また、これに該当せず、関係戸籍に含まれる地

1
2
3
4
5
6
7
8
名のみが別紙4の一覧表内に記載されているこ
とが確認された原告らについては、当該記載のあ
る戸籍自体により、それが作成された日を確認し
た（出生地の記載のように戸籍への記載日が確認
できるものもあるが、記載日それ自体は不明であ
っても遅くとも何時の時点で当該記載が存在し
ていたかは容易に確認できるので、この点の確認に
留めた事例もある。）。

9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
嘱託人から提示を受けた本件各訴訟の訴状に
よれば、本件各訴訟における被告らの問題行動と
主張されているのは2016年（平成28年）2
月以降のことであるところ、住所地に含まれる地
名が別紙4の一覧表内に記載されていることが
確認された原告らについては、全員が2015年
（平成27年）以前には当該住所地に住所を定め
たことが確認された。また、現住所ではなく、関
係戸籍に含まれる地名のみが別紙4の一覧表内
に記載されていることが確認された原告らにつ
いては、当該関係戸籍の全てが2015年（平成
27年）以前に作成されていることが確認された。

21
以上

22
本旨外要件

23
東京都港区西新橋1丁目20番1号

24
サンクレスト武井301号室

公証人役場

弁護士		1
嘱託人	河村健夫	2
	昭和46年7月5日生	3
	上記は、氏名を知り、面識がある。	4
	東京都江東区亀戸2丁目28番3号	5
	アセッツ亀戸ビル4階	6
弁護士		7
嘱託人	山本志都	8
	昭和41年11月18日生	9
	上記は、氏名を知り、面識がある。	10
	東京都新宿区高田馬場4丁目28番19号	11
	きりしまビル4階	12
弁護士		13
嘱託人	指宿昭一	14
	昭和36年8月14日生	15
	上記は、氏名を知り、面識がある。	16
	大阪市北区西天満4丁目5番5号	17
	マーキス梅田601	18
弁護士		19
嘱託人	中井雅人	20
	昭和61年7月10日生	21
	上記は、氏名を知り、面識がある。	22
	以上、列席者に別紙を含め読み聞かせ、かつ、閲覧	23
	させたところ、それぞれ、その趣旨の正確なことを	24

公証人役場

承認して，次に署名押印する。

河 村 健 夫

山 本 志 都

指 宿 昭 一

中 井 雅 人

この証書は，令和元年7月26日，本公証役場において，法定の方式により作成し，次に署名押印する。

東京都千代田区内幸町2丁目2番2号

東京法務局所属

公証人 河 村 吉 晃

公 証 人 役 場

	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の埼玉県欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の埼玉県欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p> <p>公的資料により、嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名の旧地名と認められる地名が、別紙4の埼玉県欄にある特定の地域における「部落名」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名の一部が、別紙4の千葉県欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄の地名の各一部に記載されていることが確認された。これら共通の地名部分を有する3地域は、嘱託人らが提示した国土地理院発行の地図上では、相接し、かつ独立して存在しており、インターネット上の国土地理院電子国土基本図情報を介して得られた情報によれば、同原告の現住所及び本籍地は、同地図上の「部落名」欄に記載されている名称の地域と「現在地」欄に記載されている名称の地域に挟まれ、両地域と両側で接して存在していることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の母の除籍謄本に同原告の母の出生地として記載のある地名が、別紙4の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されていることが確認された。</p> <p>嘱託人らが提示した同原告の祖父の除籍謄本に同原告の祖父の本籍として記載のある地名が、別紙4の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の改製原戸籍に従前本籍として記載のある地名が、別紙4の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地欄」にある地名の一部としても記載されていることが確認された。</p>
	<p>公的資料により、嘱託人らが提示した同原告の祖父の除籍謄本に同原告の祖父の出生地として記載のある地名の旧地名と認められる地名が、別紙4の三重県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「部落名」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の改製原戸籍に同原告の母の婚姻前の本籍として記載のある地名が、別紙4の東京府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されていることが確認された。</p> <p>公的資料により、嘱託人らが提示した同原告の改製原戸籍に同原告の母の出生地として記載のある地名が名称変更された後の地名と認められる地名が、別紙4の東京府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の改製原戸籍に従前本籍として記載のある地名が、別紙4の広島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地欄」にある地名の一部としても記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に本籍として記載のある地名が、別紙4の群馬県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の東京府の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の神奈川県欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>公的資料により、嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に本籍として記載のある地名の旧地名と認められる地名が、別紙4の神奈川県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の新潟県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の新潟県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>公的資料により、嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に本籍として記載のある地名の旧地名と認められる地名が、別紙4の新潟県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されていることが確認された。また、同居住民票に本籍として記載のある地名が、別紙4の同特定地域の「現在地」欄にある地名の一部としても記載されていることが確認された。</p>

	<p>嘱託人らが提示した同原告の従前戸籍に同原告の父母の出生地として記載のある地名が、別紙4の新潟県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「所在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に本籍として記載のある地名が、別紙4の新潟県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の新潟県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の長野県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に本籍として記載のある地名が、別紙4の長野県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地欄」にある地名の一部としても記載されていることが確認された。</p>
	<p>公的資料により、嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名の旧地名と認められる地名が、別紙4の長野県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されていることが確認された。また、同住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の同特定地域の「現在地」欄にある地名の一部としても記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の長野県の欄にある特定の地域における「現在地」欄にある地名の一部として記載されていることが確認された。</p>
	<p>公的資料により、嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名の旧地名と認められる地名が、別紙4の長野県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の父の改製原戸籍に同原告の父の出生地として記載のある地名が、別紙4の三重県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「部落名」欄に記載されていることが確認された。 なお、同原告と父との親子関係は同原告の本籍記載付き住民票、同原告の父の改正原戸籍により確認した。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の改製原戸籍に本籍として記載のある地名が、別紙4の滋賀県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>公的資料により、嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名の旧地名と認められる地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。 公的書類により、嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名の旧地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「部落名」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>公的資料により、嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に本籍として記載のある地名の旧地名と認められる地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の改製原戸籍に同原告の母の出生地として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。 公的資料により、嘱託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所として記載のある地名の旧地名と認められる地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「部落名」欄に記載されていることが確認された。</p>

	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	公的資料により、囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名の旧地名と認められる地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に前住所として記載のある地名及び戸籍抄本に従前戸籍として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に本籍として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所として記載のある地名が、別紙4の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所として記載のある地名が、別紙4の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の父親の除籍謄本に同原告の出生地として記載のある地名が、別紙4の滋賀県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に本籍として記載のある地名が、別紙4の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所として記載のある地名が、別紙4の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、住居表示変更証明書の住所の表示実施後欄に記載のある地名と合致しており、同証明書の住所の表示実施前欄に記載のある地名が、別紙4の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に本籍として記載のある地名が、別紙4の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。
	囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。

	<p>囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に前住所として記載のある地名が、別紙4の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に本籍として記載のある地名が、別紙4の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の兵庫県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の兵庫県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に現住所及び本籍として記載のある地名が、別紙4の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>
	<p>囑託人らが提示した同原告の本籍記載付き住民票に本籍として記載のある地名が、別紙4の和歌山県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されていることが確認された。</p>

1
以上は、正本である。

2
前同日、本職役場において作成し、これを囑託人河村
3
健夫、山本志都、指宿昭一及び中井雅人に交付する。

4
東京都千代田区内幸町2丁目2番2号

5
東京法務局所属

6
公証人

7
河村 亮

